

労災を使ってくれない

- ・保険料を支払っていないから、労災は使えないと会社に言われた。
- ・会社が禁止しているマイカーでの通勤途上に事故を起こしたので、労災は使えないと会社に言われた。
- ・労災の請求をしたいが、会社から事業主の証明がもらえない。

◆ 基本のきほん

◎労災保険法（労働者災害補償保険法）とは

業務災害（業務上の事由による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等）又は通勤災害（通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等）に対して被災した労働者やその遺族のために必要な保険給付を行うものです。また、被災した労働者の社会復帰の促進など、福祉の増進を図るための事業も行っています。

◎業務災害について

労働者が就業中に業務が原因となって被った負傷、疾病等をいいます。業務と相当因果関係にある負傷、疾病等であれば保険給付の対象となり（業務起因性及び業務遂行性）、仕事のさせ方で会社に過失があった否かは問いません（無過失責任主義）。

◎通勤災害について

労働者が通勤によって被った負傷、疾病等をいいます。「通勤」とは、労働者が就業に関し、住居と就業の場所との間の往復等を合理的な経路及び方法によって行うことをいい、それ自身が業務の性質を有するものは除きます。

◎労災保険給付の種類

療養補償給付（療養給付）、休業補償給付（休業給付）、傷病補償年金（傷病年金）、障害補償給付（障害給付）、遺族補償給付（遺族給付）、葬祭料（葬祭給付）、介護補償給付（介護給付）があり、このほか社会復帰促進等事業の一環として、特別支給金が支給されます。

【（ ）内は通勤災害に関する保険給付です。】

死亡事故の場合は遺族補償給付（遺族給付）と葬祭料（葬祭給付）、重大な後遺症の残る事故の場合は障害補償給付（障害給付）の請求をします。

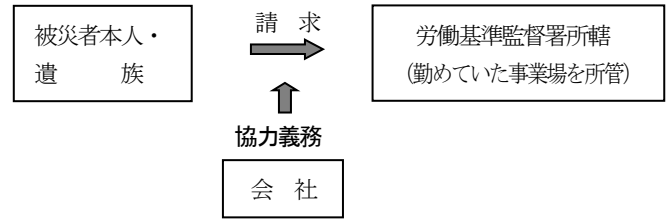
また、労災の補償額が被災労働者や遺族に十分でないため、多くの企業では労災の場合の上積補償制度を労働協約、就業規則等で定めていますので、確認しておきましょう。

なお、給付支給決定請求権（申請）の時効は、次のとおりです。

障害補償給付(障害給付) 遺族補償給付(遺族給付)	⇒ 5年
療養補償給付(療養給付) などその他の給付	⇒ 2年

◎労災保険給付は誰がどこに請求するのか？

労災保険給付の請求手続きは会社が行うものだと誤解している人がいますが、あくまで、被災者本人、もしくは遺族が請求します。会社は、被災労働者や遺族が労災保険給付を請求するにあたって、それに協力する義務があります。請求は、被災労働者が勤めていた事業場を所轄する労働基準監督署に行います。



◆ こんな対処法があります！

1 会社が保険料を支払っていない場合

労働者を1人でも使用する事業所は、原則として労災保険の強制適用事業所となり、保険料については事業主が全額負担しなければなりません。たとえ事業主が保険関係成立届を提出しておらず、保険料を納付していなくても、労働者は労災保険給付を請求することができます。また、労働者であればパートタイマー、アルバイト、臨時雇い、日雇いなどの雇用形態には関係なく、不法就労の外国人であっても、労災補償の対象となります。

2 マイカー通勤禁止の場合

平常用いているかどうかに関わらず、マイカーによる出勤が、通常用いられる交通手段であれば、たとえ会社が禁止しようとして、労災保険が適用されます。ただし、就業規則上の服務規律違反の問題は生じます。

3 会社から事業主の証明がもらえない場合

労災保険給付を請求する場合、請求書の様式には事業主の証明欄があり、直前の給料額や被災事実等の証明をしてもらう必要がありますが、事業主によっては、「災害発生の責任を認めることになる」として、証明を拒否することがあります。本来、労災を認定するのは会社ではなく労働基準監督署ですし、労災が認められたからといって、会社の責任が自動的に発生するものではありませんから、このような事業主の姿勢は大変問題です。そこで、このような場合は、証明を拒否された旨の文書をつけ、証明のない請求書を労働基準監督署に労働者本人が提出します。請求書の用紙は、自分で労働基準監督署からもらうことになります。なお、負傷、疾病等で病院において治療を受ける場合の療養補償給付（療養給付）の請求書は、原則として、病院を通して労働基準監督署へ出されます。

自分でかかった病院が労災保険の指定病院の場合は、その指定病院の窓口へ、療養の給付請求書を提出します。（この場合、自分で治療費を払わなくてよい。ただし、通勤災害の場合は初診時のみ一部負担金 200 円あり）

指定病院でない場合は、一旦自分で治療費を全額立て替えて直接その病院に支払い、後日、その金額を労働基準監督署へ請求することになります。療養補償給付（療養給付）は、労災保険の指定病院等において無料で治療を行うこと（現物支給）が原則であるためです。

また、療養するために会社を休んだ期間について休業補償を請求する場合は、医師の証明を記入してもらった休業補償給付（休業給付）支給請求書を、自分で労働基準監督署へ直接提出することになります。

労働者災害補償保険の給付内容（補償とつく給付は業務災害、つかないものは通勤災害（原則））

※制度等の改正により内容が変更になる場合があります。

（令和2年4月現在）

こんなときは	給付の種類	給付の内容	特別支給金（社会復帰促進等事業）		
			定率定額支給 （保険給付が低額であるための単純な上乘せ）	特別給与（賞与）がある場合 （保険給付には賞与が反映されないため、その分の上乗せ）	
傷病にかかったとき	○労災指定病院（診療所）にかかったとき	療養補償給付（業務災害） （療養の給付） 療養給付（通勤災害） （療養の給付）	健保の範囲で診療が受けられる （窓口での一部負担金なし）		
	○非指定の病院（診療所）にかかったとき	療養補償給付（業務災害） （療養の費用の支給） 療養給付（通勤災害） （療養の費用の支給）	政府が必要と認めるものに限る		
	○看護・移送を要したとき				
	○傷病の療養のため休業し賃金を受けないとき	休業補償給付（業務災害） 休業給付（通勤災害）	休業の第4日目から1日について給付基礎日額（労働基準法第12条の平均賃金に相当する額）の60%	休業の第4日目から1日について給付基礎日額の20%	
○療養開始後1年6か月で治ゆせず傷病等級に該当するとき	傷病補償年金（業務災害）	1年間に給付基礎日額の 1級 313日分 2級 277日分 3級 245日分	1級 114万円 2級 107万円 3級 100万円	1年間に算定基礎日額の 1級 313日分 2級 277日分 3級 245日分	
	傷病年金（通勤災害）				
○治ゆした場合障害等級表に定める身体障害が残ったとき	障害補償給付（業務災害） （年金又は一時金）	【障害1～7級は年金として支給】 1年間に給付基礎日額の 1級 313日分～7級 131日分	1級 342万円～ 14級 8万円	1年間に算定基礎日額の 1級 313日分～ 7級 131日分 一時金で 8級 503日分～ 14級 56日分	
	障害給付（通勤災害） （年金又は一時金）	【障害8～14級は一時金として支給】 8級 503日分～14級 56日分			
○死亡したとき	遺族補償給付（業務災害） （年金）	受給資格者数（遺族の人数）により 1年間に給付基礎日額の 153日分～245日分	300万円	遺族の人数に応じ 1年間に算定基礎日額の153日分～ 245日分を年金として支払う	
	遺族給付（通勤災害） （年金）				
	遺族補償給付（業務災害） （一時金）※参照	一時金で給付基礎日額の 1,000日分			1,000日分 （一時金） ※参照
	遺族給付（通勤災害） （一時金）※参照				
	葬祭料（業務災害）	給付基礎日額の30日分＋ 315,000円 又は給付基礎日額の60日分の いずれか高い額			
	葬祭給付（通勤災害）				
○障害（補償）年金又は傷病（補償）年金の受給者のうち一定の障がいにより現に介護を受けているとき	介護補償給付（業務災害）	常時介護は月額 166,950円 随時介護は月額 83,480円 を上限 ★最高限度額は毎年改定されます。			
	介護給付（通勤災害）				
○定期健診等で、脳・心臓疾患に関連する一定項目に異常所見があるとき	二次健康診断等給付	二次健康診断と特定保健指導			

※労働者の死亡当時、遺族（補償）年金を受ける遺族がいない場合などに支給されます。

（注）令和2(2020)年9月1日からは、複数の事業に使用される労働者の給付基礎日額は、原則として事業ごとに算定した給付基礎日額に相当する額を合算した額を基礎として算定された額となります。

お問合せ、ご相談は、下記の労働センターの労働相談窓口まで。 URL <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7579/index.html>

かながわ労働センター（045）633-6110（代）／川崎支所（044）833-3141／

発行 神奈川県かながわ労働センター

県央支所（046）296-7311／湘南支所（0463）22-2711（代）

横浜市中区寿町1-4 〒231-8583

令和2年9月発行